

令和2年5月26日
一部改訂 令和2年7月29日

令和2年5月25日の緊急事態宣言の解除を受け、日野市の公共施設等の再開にあたりこのガイドラインを定める。

1. 基本方針

7月22日の国の感染症対策本部の資料によれば、

○ 政府の緊急事態宣言の全面解除から約2か月が経過したが、7月に入ってから東京を中心に新規感染者数は増加が続いている。その人数だけをみれば、4月の緊急事態宣言時と同等の状況。しかし4月と比べると20代、30代の若い世代が多く60代以上の感染者は少ない。また、重症者は少なく受入れ可能病床数に占める割合は低い水準にとどまっている。などの点が異なっている。また、治療法や検査法についても新技術の導入が進んでいる。

○ クラブ等の接待を伴う飲食店や会食を介した感染拡大が続いており、地方でもショーパブや昼カラオケなどによるクラスター感染が報道されているが、近隣スーパーでの買い物や出勤の公共交通機関、などで基本的な感染対策をしていれば感染が拡大している状況ではないと考えられる。

としており、引き続き、3密の回避、大声を上げる環境の回避、換気の徹底などが改めて必要との見解である。

市としてもこの見解に基づき、効果的な感染防止策を講じながら、社会経済活動との両立を図り、一人ひとりが「新しい生活様式」を徹底し、感染拡大リスク、重症化リスクを低減することを意識しながら公共施設等の運営を行っていくものとする。

なお、この方針は適宜状況を見定め変更していくものとする。

2. 感染防止の考え方

■避けるべき状態

①密閉空間（換気の悪い空間）、②密集（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の3条件を避ける。

■推奨すべき行動

①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

3. 具体的対策項目（共通）

以下の共通項目を踏まえ施設毎にガイドラインを定めること。ただし、所管の省庁などからガイドラインが示されている場合はそちらに準拠することも可能とする。複合施設にあっては関係する課が協議し館としての対応の整合を図ること。

① 利用者（来館者）への依頼

- ・利用者同士の距離の確保（2mを目安）
- ・石鹸による手洗い

- ・咳エチケット
- ・マスク着用
- ・体調管理（発熱、呼吸困難、強いだるさなど）
- ・団体利用時の名簿等の作成
- ・なお、利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告するよう依頼する。

② 施設管理者の対応

- ・感染リスクが高い、大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声を伴う運動などを目的とした利用は、感染症クラスターが発生しないよう特に注意を払い各施設に応じて適切な対策を講じること。
- ・1日の開館中、定期的に清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・施設、設備の消毒は次亜塩素酸ナトリウム液を希釈し使用する
- ・施設の主要な場所に手指アルコール消毒液を設置する。
- ・共有する物品やドアノブなど手を触れる場を減らす工夫をする。
- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、照明のスイッチ、電話、パソコン、タッチパネル、レジスタ、蛇口、手すり、エレベーターボタンなど）に留意
- ・窓口等において、アクリル板や透明ビニールカーテンによる遮蔽で飛沫感染防止
- ・共用席がある場合、間隔をあけて席を配置する、対面席をずらす。
- ・トイレ清掃（便座、ドアノブ、洗面台など）やゴミ廃棄には感染防止策を徹底する。
- ・博物館、図書館などにおいては、混雑時の入場制限、滞在制限などを実施する。
- ・行列が想定される場所は、一定の間隔を保つためのマーキングを行う。
- ・貸室においては、適切な距離（半径1~2m）を保てる人数を想定した定員数の制限等を講じること。
- ・重症化リスクが高い高齢者や持病のある方への配慮をすること。
- ・個人情報保護、差別防止を周知徹底する。
- ・隔離が可能な別室を想定しておく。併せて、危機管理対応のための自主訓練（職員研修等）を実施する。
- ・各施設におけるガイドライン及びこれらを踏まえた現場の対応方針などについて、職員利用者に向けた広報・周知を行う。
- ・上記の実施にあたり、チェックリスト等を備える。

4. 危機管理（感染が疑われる者が発生した場合の対応）

- ・速やかに別室へ隔離を行う
- ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じ対応する
- ・感染者が発生した部屋の換気を行う。
- ・所属長は、健康課へ連絡し必要に応じて保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・危機管理対策本部長へ連絡する。
- ・感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する。

- ・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し医療機関へ搬送する。

5. 再開時期

再開時期は、令和2年6月を目途とし、各施設の状況に応じて再開日は決定する。

なお、日野市民会館（ひの煉瓦ホール）は以下のとおりとする。

◆市内外から不特定多数の集客が1時間以上想定される文化ホールであって、特別定額給付金申請者、選挙の期日前投票など本庁舎等への来庁者と交錯する可能性が高まる「日野市民会館」（ひの煉瓦ホール）の貸出しは集団感染リスクが特に高いと判断されるため当面解除しない。